

# 審議案件スライド

## 審議案件

### 1) 生駒市地域防災計画の改正

# 生駒市地域防災計画見直しのポイント

## 1 防災基本計画修正

- (1) 関連する法令の改正を踏まえた修正
- (2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正
- (3) その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

## 2 新しい防災気象情報について (防災気象情報の改善)

## 3 生駒市の防災施策

- (1) 令和7年度生駒市総合防災訓練の成果
- (2) 受援マニュアルの作成
- (3) 防災協定の見直し

# 防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

## ■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

### 主な修正項目

#### 関連する法令の改正を踏まえた修正

##### <災害対策基本法等の改正>

###### ○ 国による災害対応の強化

- ・ 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- ・ 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- ・ 防災監の政府災害対策本部への参画

###### ○ 被災者支援の充実

- ・ 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- ・ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- ・ 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

###### ○ 復旧・復興の迅速化

- ・ 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

##### <道路法等の改正>

- ・ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

##### <航空法等の改正>

- ・ 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

#### その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 災害時における船舶活用医療の提供
- ・ 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- ・ 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- ・ 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

##### <岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し>

- ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

#### 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

###### ○ 被災者支援の充実

- ・ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ・ キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- ・ 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

###### ○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・ 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

###### ○ 官民連携や人材育成の推進

- ・ 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- ・ 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化

###### ○ 消防防災力の充実強化

- ・ 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- ・ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

###### ○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・ 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- ・ 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- ・ 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

###### ○ 被災地における学びの確保

- ・ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

###### ○ 防災DXの加速

- ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や
- ・ 新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- ・ 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- ・ 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

## 新しい防災気象情報（令和8年出水期から運用開始予定）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。  
（例：レベル4大雨危険警報 等）

# 現在の警戒レベルと防災気象情報との関係

- 警戒レベルは、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、避難情報等を5段階に整理したもの  
(例：レベル4 = 避難指示、レベル3 = 高齢者等避難)
- 防災気象情報は、避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」という位置づけ

⇒しかし、この2つの関係が分かりづらかったため、気象庁は改善実施

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善

# 現在の警戒レベルと防災気象情報との関係

## 警戒レベル

## 現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
				指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

<警戒レベル4までに必ず避難！>

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する

# 新しい防災気象情報（令和8年出水期から運用開始予定）

報道発表対象スライド

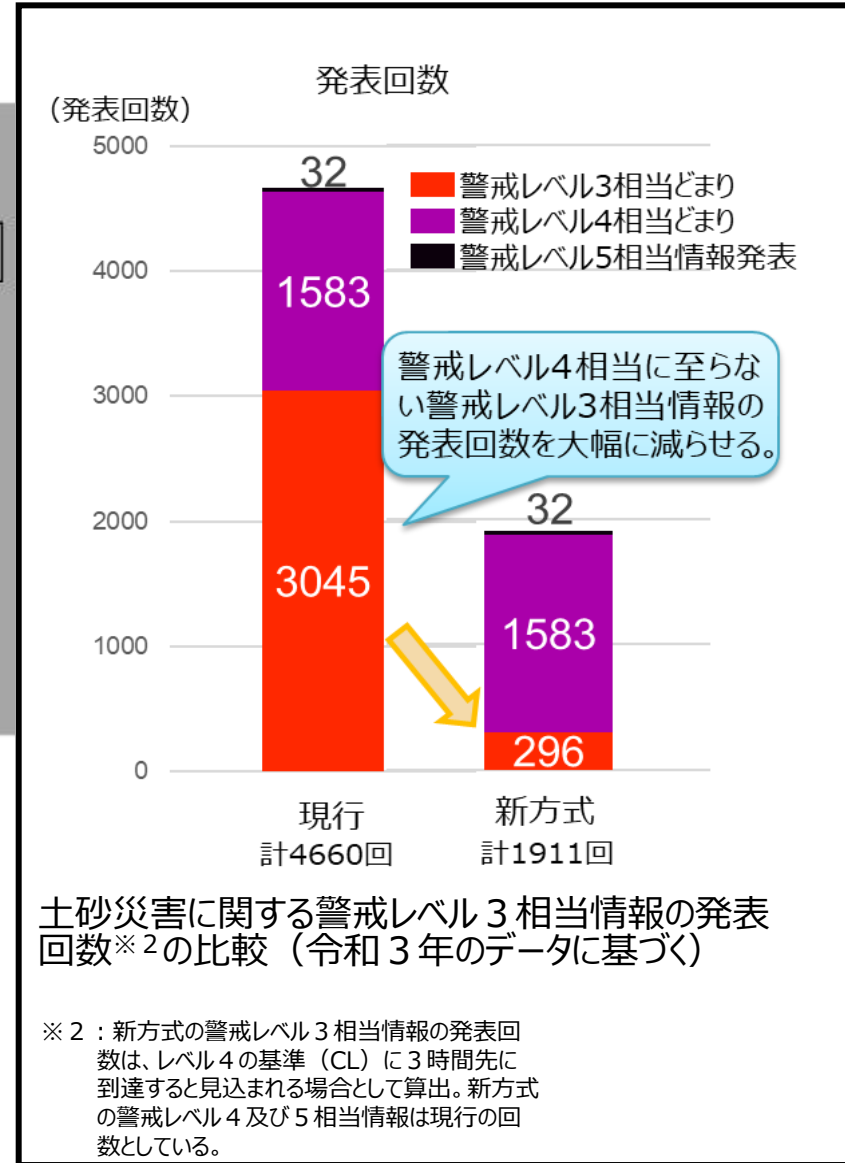
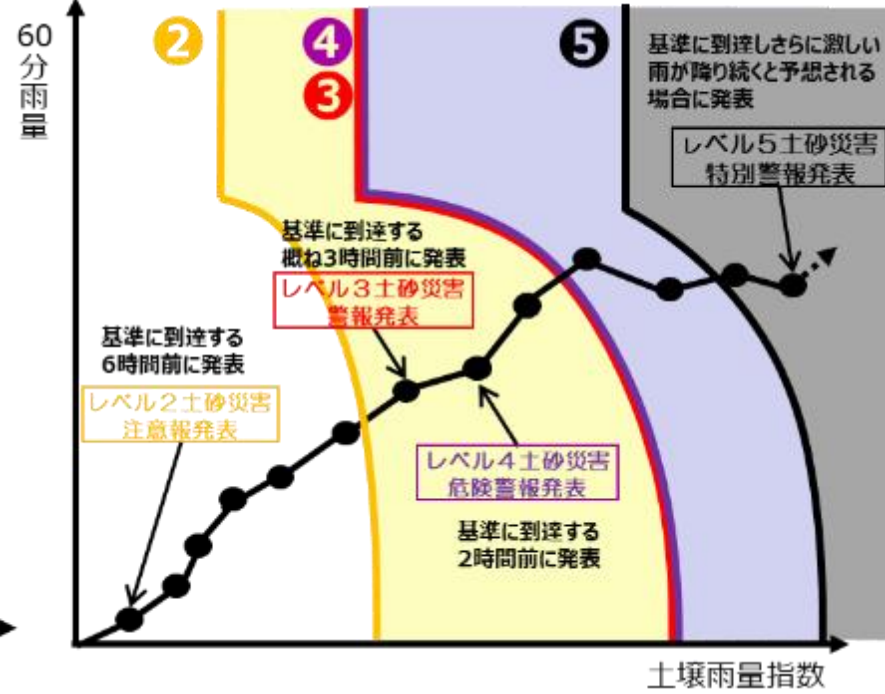
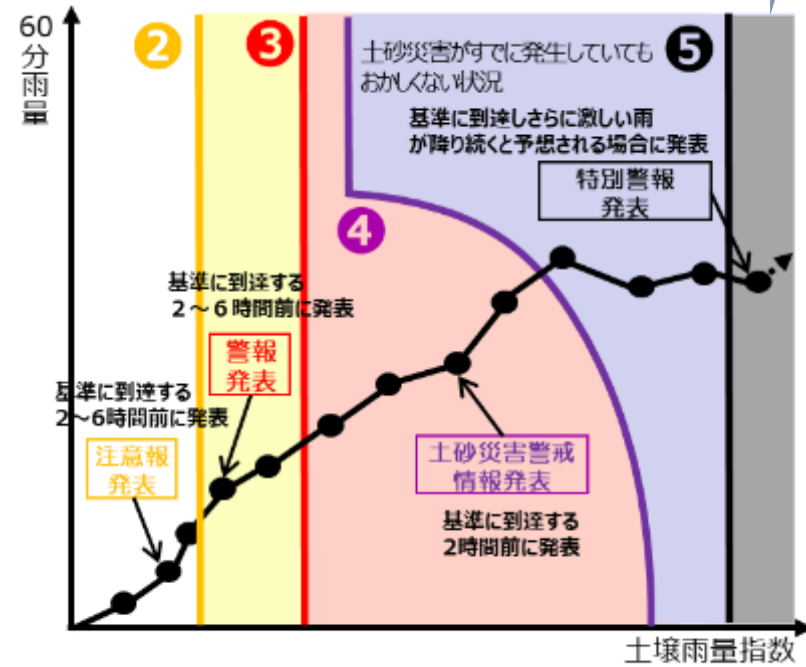
## 新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川 などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外 の氾濫	土砂災害 急傾斜地のが け崩れや 土石流	高潮 海水面の上 昇や 波の打上げ による浸水	(警戒レベルごとに) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別 警報	レベル5 大雨特別警 報	レベル5 土砂災害特別 警報	レベル5 高潮特別警 報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険 警報	レベル4 大雨危険警 報	レベル4 土砂災害危険 警報	レベル4 高潮危険警 報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の準備 など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意 報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意 報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難 場所や避難ルート、避難 のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

# 土砂災害に関する発表基準の改善

< 現在 >

< 令和8年出水期 ~ >



● レベル3土砂災害警戒は、レベル4土砂災害危険警戒の基準への到達が予想される場合のみ発表。

レベル3土砂災害警戒は、レベル4土砂災害危険警戒の基準に到達すると予想される時刻からのリードタイムを3時間<sup>※1</sup>確保して発表します。(このため、現在よりも警戒の発表回数は減る見込み)

※1: 4~6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

## 審議案件

### 2) 萩の台住宅地地区防災計画の承認

# 地区防災計画とは？

## 【背景】

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害発生後の災害対策が機能しないことが強く認識された。



平成26年4月に災害対策基本法が改正

地域コミュニティにおける共助による防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、市町村内の地区内の居住者と事業者が共同して行う自発的な防災活動等に関する計画（「地区防災計画」）の制度が創設された。

# 地区防災計画とは？

## 【特性】

- ①地区の**住民が主体**となって作成
- ②地区の特性を理解した上で、起こりうる災害を想定して災害発生時の行動や平時の防災活動を**具体的に**実際に活用できるようにするために作成
- ③地区から**行政に提案**する計画 ⇒ **地域防災計画の一部に**

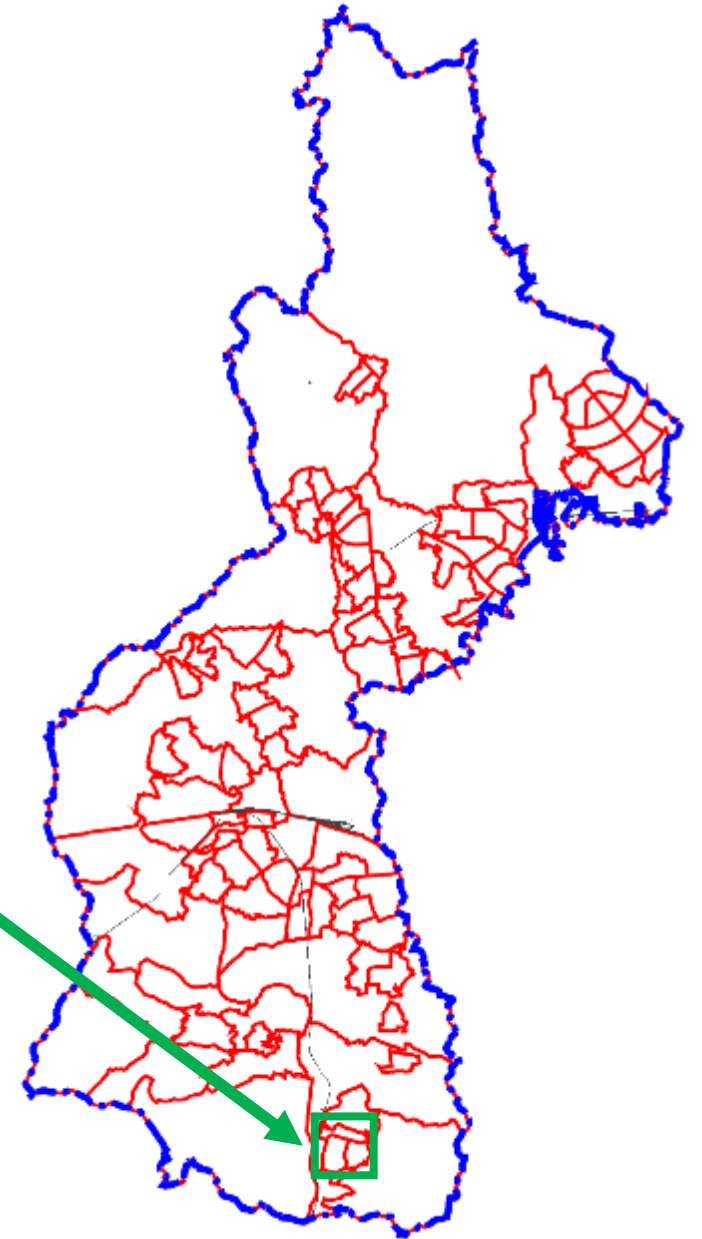
## 【参考】

生駒市では、既に4地区が策定済

- 鹿ノ台地区防災計画（平成29年2月24日承認）
- あすか野地区防災計画（平成29年2月24日承認）
- 白庭台地区防災計画（令和3年2月15日承認）
- さつき台南地区防災計画（令和6年2月28日承認）

# 提案概要

名称	萩の台住宅地地区防災計画
主体	萩の台住宅地自主防災会
提案者	萩の台住宅地自主防災会 会長 山下 博史 他3名
対象範囲	萩の台住宅地（萩の台2, 3, 4丁目）
地区特性	<ul style="list-style-type: none"><li>・戸建て住宅地</li><li>・高齢化率が非常に高い（49.5%） ※令和7年4月1日現在</li></ul>



# 本計画の特徴

「**災害関連死を絶対出さない**」という強い思いが前提にある。

## 1. **地震対策**に絞って作成 ( P2~3)

同地区は、台風や大雨による大規模被害は発生しないと想定されるため。  
※生駒断層帯地震、南海トラフ地震…いずれも同地区の想定震度は6弱

## 2. **平時からの備えの重要性を周知** ( P5~7)

自主防災会の組織的な活動（共助）とともに各世帯に求める行動  
「自助」と「近助」を重視  
例) 携帯トイレの備蓄の推奨 (PII)

# 本計画の特徴

## 3. 災害時の組織的対応（P7～10）

- ①災害発生時には、地域の共助の拠点として災害対策本部を「**萩の台住宅地自治会館**」に設置。
- ②自治会及び自主防災会の役員のほか、民生委員・児童委員や防災士、サロンスタッフなど動ける人員を機動的に運用
- ③発生時は、自治会各班での**安否確認後**、本部、**災害対応5個班**（初期消火班、避難誘導班、救出救護班、情報班、給食給水班）を設定
- ④地区の避難所を設定  
指定避難所である「生駒南第二小学校」のほか、状況に応じて「**萩の台住宅地自治会館**」を避難所として利用する。  
※避難者少数の場合は、努めて全避難者を自治会館に収容。公園での車中泊避難も可

# 本計画の特徴

## 4. 要支援者への対応 (P12~13)

- ①同地区では、独自に避難行動要支援者台帳のエントリーシートを活用し、従来の対象者範囲を拡大し、要支援者の追加把握を行う。  
⇒地区独自の**災害時要支援者名簿**の作成
  
- ②名簿掲載の要支援者への支援
  - ・情報の提供
  - ・避難行動の支援
  - ・**飲料水や食事、諸物資の宅配等の支援**